



# 介護予防のための地域ケア会議 (自立支援型地域ケア会議) について



埼玉県のマスコット「コバトン&さいたまっち」

平成30年5月30日(水)  
埼玉県福祉部地域包括ケア課  
地域包括ケア担当  
TEL 048-830-3256

本日の  
テーマ

- 1 地域包括ケアシステムの構築について
- 2 自立支援について
- 3 自立支援型地域ケア会議について
- 4 埼玉県モデル事業について
- 5 国の取り組みについて

# 1 地域包括ケアシステムの構築について

---



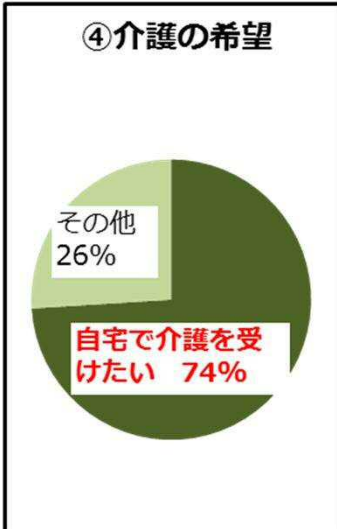
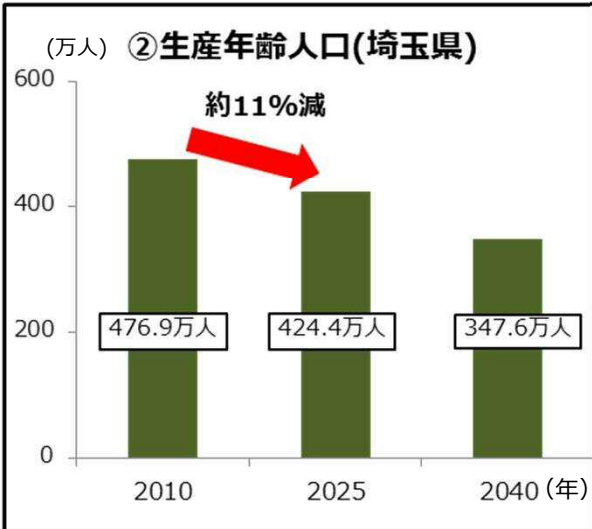
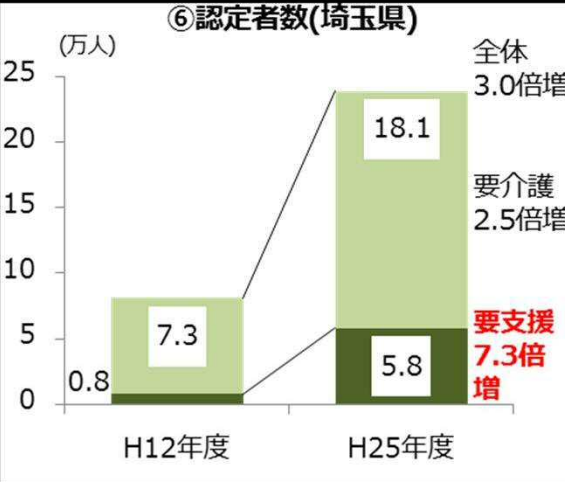
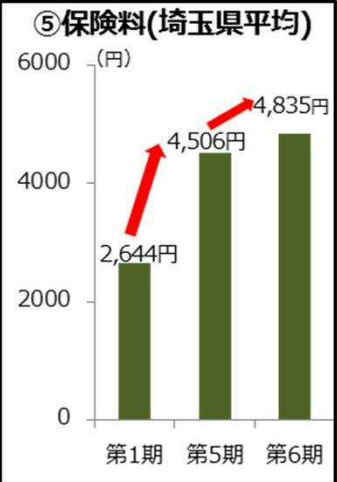
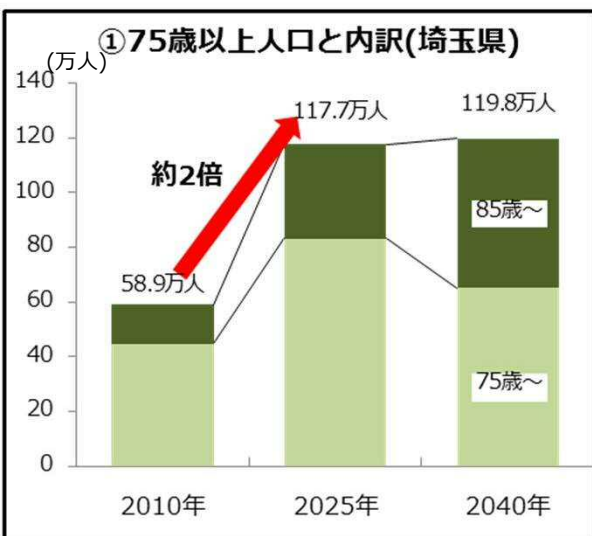
# 1 地域包括ケアシステムの構築について

## 異次元の高齢化とその影響

75歳以上は2倍に増加。その後も認定率の高い85歳以上が増加。働き手は減少傾向。在宅での介護ニーズが高い。

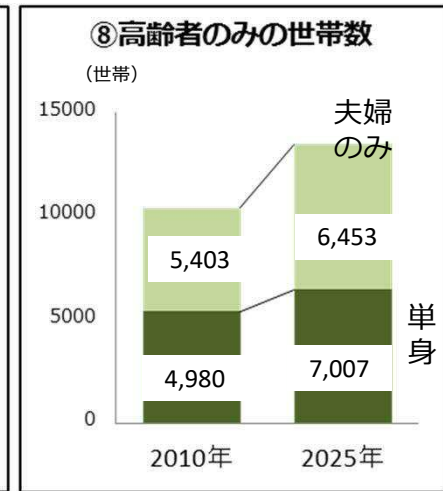
介護保険制度を財政的に持続する必要。

要支援7倍増。原因の半数超は廃用症候群。



認知症高齢者が5人に1人に。

高齢者世帯の増加



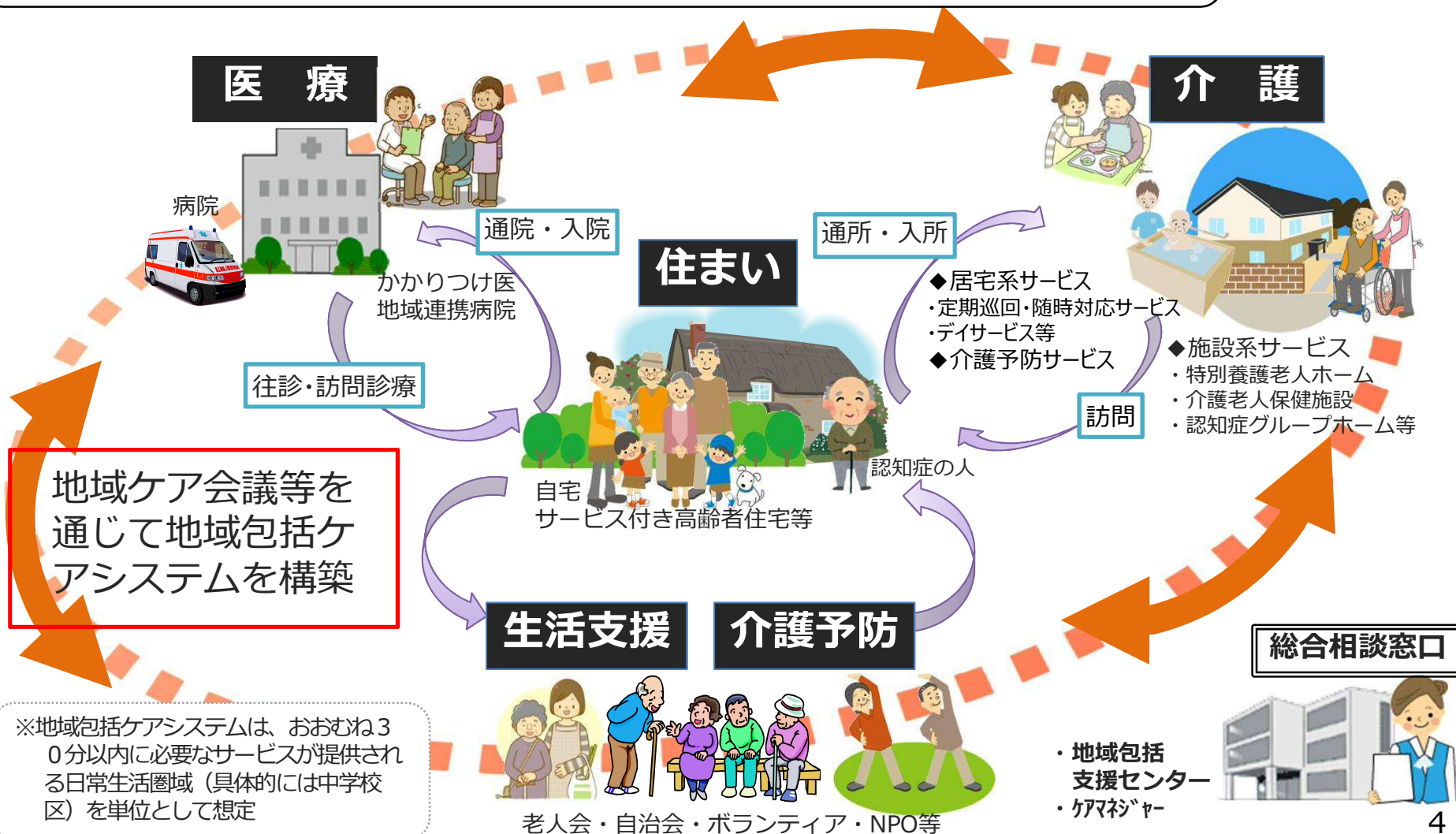
# 1 地域包括ケアシステムの構築について

## 地域包括ケアシステムとは何か

地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。

※固定的な制度・仕組みではなく常に改善・改良を加えながら動かし続けていくもの。

構築主体は  
**市町村**



## 2 自立支援について

---



## 2 自立支援について

### 自立支援とは何か

#### 自立支援：

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

#### 自立支援の実践例～Nさん（78歳、女性）の場合～



自宅で転倒し  
1か月間安静



ヘルパーによる買  
い物同行等の支援  
を受け、無理のな  
い範囲で歩いて外  
出



生活が  
改善

長い距離を歩ける  
ようになり、また  
1人で買い物に行  
けるまで状態が改  
善



ヘルパーに買い物  
など困りごとを何  
でもお願い



外出機会が減るな  
ど活動範囲が狭ま  
り、状態がさらに  
悪化

## 2 自立支援について

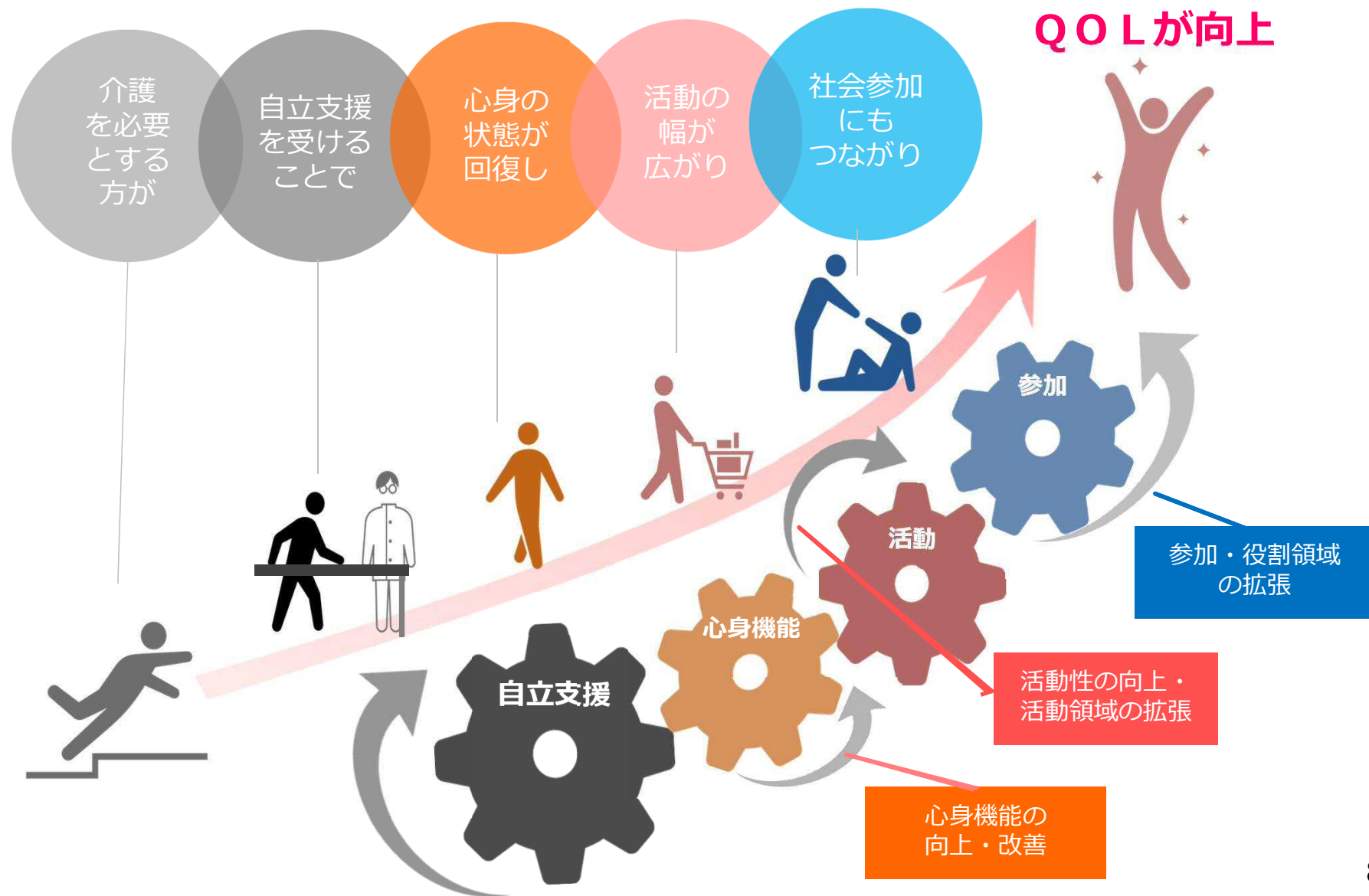
### 自立支援とは何か～介護保険法の理念より～

条 文	内 容
第一条（目的）	<u>人が尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営む</u> ことができるよう、必要な保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けている
第二条第二項	保険給付は要介護状態等の <u>軽減又は悪化の防止、医療との連携</u> に十分配慮して行われなければならない
第二条第四項	<u>居宅において</u> 、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮
第四条 （国民の努力義務）	<u>加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚</u> して常に健康の保持増進に努める 要介護状態となった場合においても、 <u>進んでリハビリテーションや保健医療サービス・福祉サービスを利用</u> して、 <u>その有する能力の維持向上</u> に努める



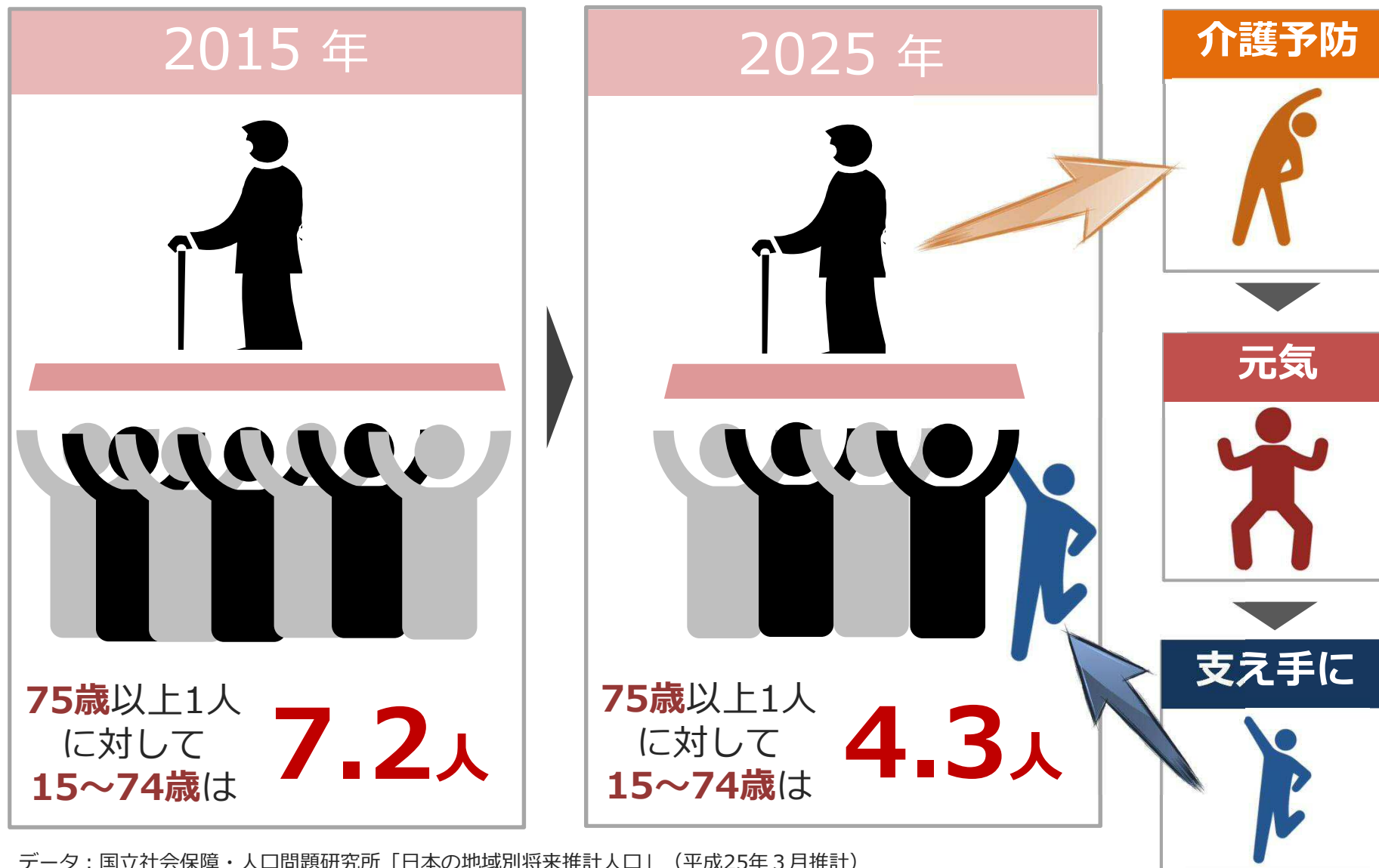
## 2 自立支援について

### なぜ自立支援が必要か～自立支援のメリット～



## 2 自立支援について

なぜ自立支援が必要か～激変する人口構成への対応～



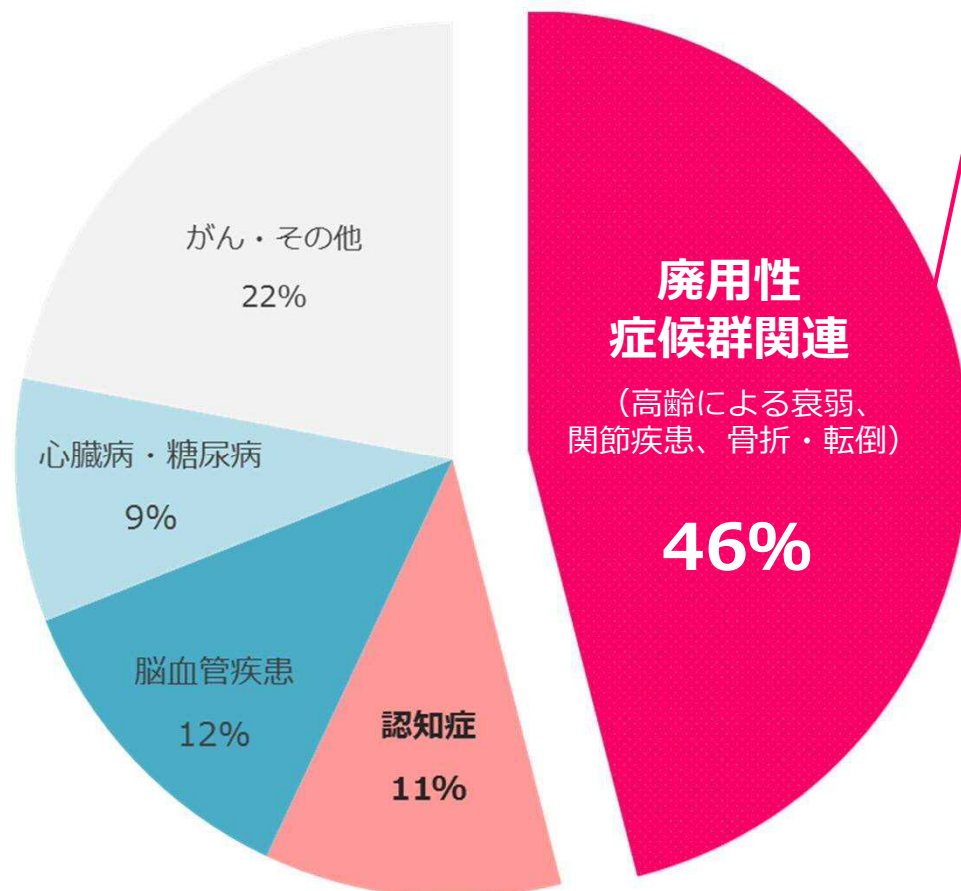
データ：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「新しい総合事業の移行戦略 ー地域づくりに向けたロードマップ」セミナー（平成27年11月）改変

## 2 自立支援について

### なぜ自立支援が必要か～廃用性症候群と自立支援～

軽度認定者（要支援1～要介護1）の原因疾患



軽度者の**約半数**が  
**廃用性症候群**由来



これらの方々は  
**自立支援**による  
**改善可能性が高い!**



**自立支援**の**手法**を  
地域で**共有**することで  
**元気高齢者を増やす**  
ことができる。

(出典) H25国民生活基礎調査資料 (改変)

### 3 自立支援型地域ケア会議について

---



# 自立支援型地域ケア会議

介護保険法 H27年度改正 (地域ケア会議関係抜粋)

## 第115条の48

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

## 第205条

2 (略) 第115条の48第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

# 自立支援型地域ケア会議

## これからの地域ケア会議 ～自立支援型地域ケア会議～

### 【これからの地域ケア会議】

- ① ケース選定のルールを定め、**早期対応**する。
- ② **定例的に開催**する。
- ③ 直接の支援者以外の**専門職が参加**する。
- ④ **時間管理**を徹底する。
- ⑤ **「誰がいつまでに何をするのか」**決める。

これからの地域ケア会議では、リハビリや医療等との連携を行い、利用者の状態を改善・重度化防止していくための支援方法を検討する必要があります。

自立支援型ケアマネジメントに資する  
地域ケア会議の開催が必要になります！

※ **「自立支援」は決してサービス抑制ではありません！**

利用者の状態を改善・安定させるために、必要なサービスを利用していただけよう支援するものです。

## 3 自立支援型地域ケア会議について

### 自立支援型地域ケア会議とは何か

#### 自立支援型地域ケア会議：

高齢者の**自立**した**生活**を**支援**するため、地域の多様な専門職（歯科医師又は歯科衛生士、薬剤師、リハビリテーション専門職、管理栄養士等）の助言を踏まえ、高齢者一人一人の支援方法について検討する会議のこと。

### 「百聞は一見に如かず」



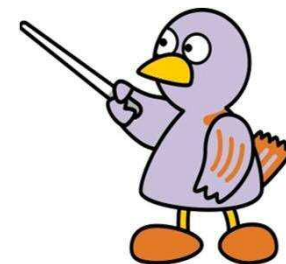
自立支援型  
地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議に先進的に取り組んでいる和光市の会議（コミュニティケア会議）の様子を見てみましょう！

**自立支援型ケアマネジメント**による**課題解決**を目指しているケースです。それでは早速ご覧ください。

## 4 埼玉県モデル事業について

---





# ■ 地域包括ケアシステムモデル事業 ■

**現状**

後期高齢者、高齢単身・夫婦世帯、認知症高齢者の増加

**課題**

「ご当地主義」で手法(モデル)が示されていない

**目標**

モデル市町村で各事業を実施し、取組手法を市町村に提示

28年度

29年度

30年度

31年度～

## ● モデル市町村 (羽生市、蕨市、新座市、川島町)

### 自立促進

多職種が連携する地域ケア会議で自立に資するケアプラン作成



### 介護予防

元気高齢者が運営する歩いて通える場所での体操教室



### 生活支援

元気高齢者を生活支援の担い手として養成

掃除や調理などの日常生活支援サービス



可能なものから他市町村へ普及

**取組手法(モデル)を提示**

全市町村で地域包括ケアシステム構築

## 5 国の取り組みについて

---



# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の 努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

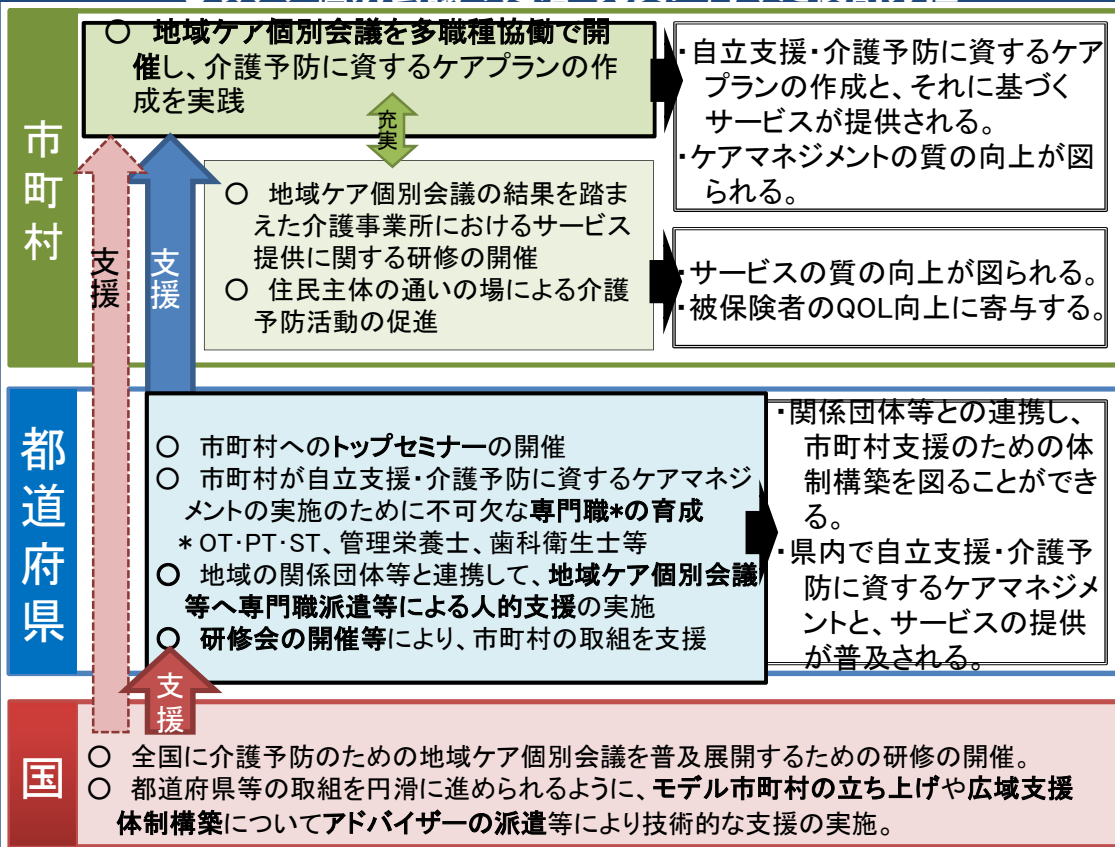
- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

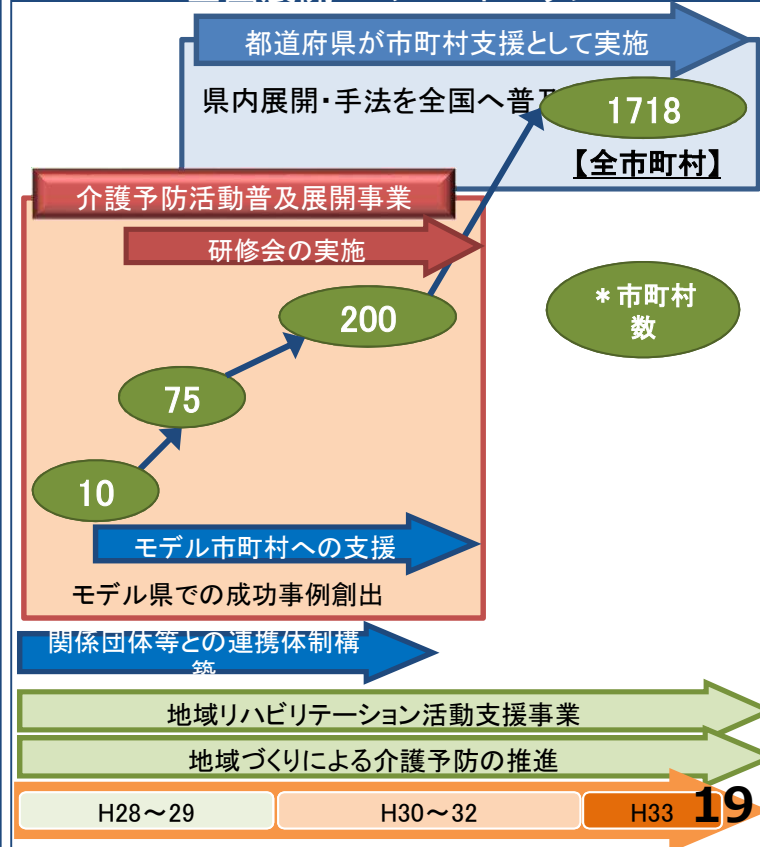
# 効果的な介護予防等の取組の横展開

- 地域ケア会議は個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」に分類される。
- 地域ケア個別会議では、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指している。これからの自立支援・介護予防においては、介護予防等の観点を踏まえて地域ケア個別会議等を活用し、要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すことが重要である。
- 上記の様な地域ケア個別会議を実施するためには、運動・口腔・栄養等に関して幅広い知識が求められ、多職種からの専門的な助言を得ながら実施する必要がある。
- 平成29年介護保険法改正を踏まえた検討のなかでも、介護保険の理念である高齢者の自立支援と介護予防の堅持が必要とされ、具体的な取組の一つとして、地域ケア個別会議の多職種連携による取組の推進が求められている。
- 国が実施する「介護予防活動普及展開事業」においては、介護予防の観点を踏まえ、多職種が協働して実施している、要支援者等の自立を促すための地域ケア個別会議の手法について、市町村の取組を集約し、そのノウハウを交えながら、実践的な研修等を開催する。

## 地域ケア個別会議の定着・充実にに向けた役割分担



## 全国展開へのロードマップ



ご清聴ありがとうございました。



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」